

問題26 行政立法に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみを全て挙げているものはどれか。なお、争いがあるときは判例による。

- ア 行政庁がその裁量に任された事項について裁量権行使の準則を定める場合、国民の権利義務に影響を与えることから、その設定には法律の根拠が必要である。
- イ 法律上、被勾留者との接見が原則として許されているにもかかわらず、当該法律の委任を受けた規則において14歳未満の者に原則として接見を許さないと規定していることは、法律の委任の範囲を超えており、当該規定は無効であるとするのが判例である。
- ウ 従来非課税措置が採られていた物品に、通達を契機として課税処分がされた場合には、当該通達の内容が法の正しい解釈に合致するとしても、当該課税処分は、法律に基づく処分と解することはできないため、無効であるとするのが判例である。
- エ 行政手続法上、命令等を定める機関が命令等を定めようとする場合には広く一般の意見を求めなければならないとされており、意見提出をすることができる者も当該命令等の利害関係者に限定されていない。
- オ 行政手続法上、命令等を定める機関は、命令等を定めた後においても、当該命令等の規定の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、必要に応じ、当該命令等の内容について検討を加え、その適正を確保するよう努めなければならないとされている。

- 1 ア・オ
- 2 イ・ウ
- 3 ア・イ・オ
- 4 ア・ウ・エ
- 5 イ・エ・オ